

ホライズン・ヨーロッパ国内推進委員会の開催について

令和8年7月30日

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

外務省軍縮不拡散・科学部

文部科学省科学技術・学術政策局

経済産業省イノベーション・環境局

1. 趣旨

我が国のホライズン・ヨーロッパ（以下「HE」という。）への準参加に関する協定に署名がなされたことを受け、国内の業務運営上の重要案件の審議、助言及び方針の決定を行うため、HE 国内推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2. 審議事項

- （１） HE に関する日 EU 間の会合への対応に関する方針
- （２） EU への拠出金及び、国内運営費等に関する方針
- （３） HE への準参加における国内の研究主体の応募・採択状況等把握
- （４） HE 応募に関する国内指針等
- （５） 国内の研究主体が国内指針を遵守しない場合に対する措置
- （６） その他、HE に関する国内の効果的な業務運営に向けたスケジュール設定、リスクの確認、今後の検討等

3. 構成員等

- （１） 委員会の構成員は、別紙１のとおりとする。必要に応じ、構成員の指定する自身の代理人の出席も可とする。
- （２） 委員会には、必要に応じて、構成員以外の関係者を参画させることができるものとする。

4. 会議庶務

会議の庶務は、外務省、経済産業省及び文部科学省の関係部局の協力を得て、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。

5. その他

前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、関係部局の協力を得て、座長が定める。

以 上

(別紙)

ホライズン・ヨーロッパ国内推進委員会 構成員

座長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官
 外務省大臣官房審議官（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部担当）
 文部科学省大臣官房審議官（科学技術・学術政策局担当）
 経済産業省イノベーション・環境局審議官

オブザーバー ナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）機関（一般財団法人 日欧産業協力センター）